

平成17年度第2回大阪家庭裁判所委員会 議事概要

(大阪家庭裁判所事務局総務課)

平成17年11月30日(水)に開催された平成17年度第2回大阪家庭裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成17年11月30日(水) 午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

大阪家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 朝比奈光子, 石浜紅子, 泉耿子, 加藤治子, 北澤和彦, 久貴忠彦,
高橋文仲, 中田昭孝, 永田広道, 中本和洋 (敬称略。五十音順)

(事務担当者) 大橋直孝, 秦稔幸, 長路基樹, 寺田行廣, 西谷安夫, 荒金博之

(庶務) 藤井祥裕, 木村貴志

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 新委員紹介

新任は, 朝比奈光子委員, 石浜紅子委員及び高橋文仲委員

再任は, 永田広道委員及び中本和洋委員

(3) 委員長代理の指名

裁判所の運営に国民の声を反映させるという家裁委員会の目的から, 委員長代理は市民委員の方がよいという意見と委員長不在時に家裁と連絡調整を行う委員長代理には, 家裁に精通している裁判官委員がいいという意見が出された。

委員長は, 委員長代理には非常に負担をかけることと裁判所の事務局との事前の連絡調整などの事務があることを総合的に判断して, 家庭裁判所委員会規則第6条3項により高橋委員を委員長代理に指名した。

※ 以下, 委員長は□, 委員は○, 事務担当者は△で表示する。

(4) 前回の意見に対する取組状況の報告

△ 当庁で配布している「後見申し立てセット」の説明文の中で、申立てから結論が出るまでの期間については、よく読めば3か月程度で審判が出ますと書いてあるが、結論が出るまでの見通しをはっきり目立つように示すべきではないかという御意見が出た。次に「後見申し立てセット」を印刷する際には、御提案の趣旨を踏まえた改定を行いたいと考えている。

人事訴訟に立ち会った参与員に対して、その事件の結果を知らせるべきではないかという御意見が出た。これについては、現在でも、担当した事件の結果を知りたいと申し入れのあった参与員に対しては、今後の参考にしていただく趣旨で、裁判所に来ていただいた上、判決書を閲覧してもらっている。

(5) 意見交換

ア テーマ選定の趣旨説明を兼ねた改正少年法全体の中での保護者に対する措置の位置づけの説明

△ 別紙1のとおり

イ 保護者に対する措置の具体化である「家族の会」の説明

△ 別紙2のとおり

ウ 意見交換

○ 少年法の改正のいろいろと難しいシステム上の問題を興味深く伺ったが、個人的には家族の会に興味があった。私もいろいろなワークショッププログラムでコーチなどを行っているので、こういった手法と運営方法というのは興味深く拝見した。実際には、本音を引き出すのに非常に苦勞する。

教育という言葉はあえて避けているということだが、教え育てるではなくて、共に育てる「共育」という視点がこの場合は必要だ。まず、親の側が育っていくという部分が大切だと思う。

青少年関係のワークショップで一番苦勞するのが、父親がほとんど出席しないことで、どうやって呼びかけていくかが1つポイントだと思う。特に昨今の青少

年の凶悪犯罪のようなものというのは、父親的役割の人の不在があると思う。これは性別にかかわらず、母親的というのは包み込んで優しく、とにかく癒して許容していくことで育てていくような立場、父親的というのは道徳や規範などを多少厳しくても教えていく立場。その父親的役割の人がなかなか見当たらない時代になっていると思う。だから、今後こういったワークショップを組むときには、両親の中で、どちらがどういう役割をしているか、あるいは両方が同じ役割をしているかによって話の引き出し方とか、こちらの対応の仕方が変わってくると思うし、特に父親的役割というテーマで話し合いをしていくと、気づきの部分にもなっていくかと思う。

それから、民間団体で、全く同じ趣旨のワークショップを組んでいるケースが多いので、守秘義務の問題などはあると思うが、非常に経験の豊かな方、例えば障害児などのボランティアワーカーなどと情報交換、技能交換したり、民間のNPOと連携を組むのも1つの手だと思う。

それから、家族の会の対象者は、参加を相当と認めた保護者ということだが、この場合の保護者というのは、実際の親権を持っている方と考えていいのか。現在、保護者と言われても、親権のあるなしにかかわらず、全く違う立場の方、例えば、地域の方、学校の先生など、子供達の精神的な面では保護者と言える方が家族の外にいることがある。そういった場合にはそういう方に入っていただく方が内容を深めていく1つのポイントになるのではないかとも思う。

こういったワークショップというのは、いろんなゲームなどをして、どれだけ自分の気持ちを外に出して、本人たちが癒されるかということが大切なことになっていくが、そういった面でも非常にいい取り組みだと思う。内容の充実などでもしお手伝いできることがあれば、お役に立ちたいと思う。

△ 親権者、それから非親権者が監護してる場合も含むが、地域の方などは想定していなかった。

○ 援助交際などの複数の相手と性交を持つての性感染症や中絶を目的で病院に来

る少年には、親を呼んでも、家庭が崩壊し、親子関係が崩壊し、家庭環境が経済的な面でも社会的な面でもつらい状況にあるという家族が比率的には多いと思う。そういう家族に対してのケアという意味での家族の会だと思うが、なかなか参加者が増えないのは、集まって何になるのかという気持ちが親の側にあったり、行くだけのゆとりもないという状況があるのではないかと思う。子供たちが再生、自立していく上では親も変わっていかないといけないという意味で、親に対する働きかけというのはなくてはならないと思うが、グループ活動以外にも個々の親とのカウンセリングというのが一方で必要なのではないかと思う。そういう働きかけをする中で、ある程度成果の上昇した人たちがようやくグループワークの中に入っていけるのではないか。ある程度、子供たちと一緒に苦しみながら親としての再生を果たした人が、新しく今悩んでる人たちと一緒に悩みを共有しながら話し合いをする場にしていけば、グループ活動の意味が出てくると思う。

△ 担当調査官は、家族の会への参加のタイミングとして、保護者の様子が今どういう状態になっているのか、保護者の水準がどういう状態になっているのかをある程度見きわめている。

それから、家族の会を開始する1週間前には運営者と担当調査官が集って事前検討会を行い、家族のことを説明してもらっている。

○ 家族の会は、運用されてからの期間が短いために目に見えた成果はあがっていないと思うが、少なくともプラス面は認められると思う。そこで、これに対する参加者を多くする方法を考えてみると、まず、ほとんどの方は知らないのだろうと思う。マスコミの方に、少年事件が起こって家族が悩んでいるときには、家庭裁判所でこういう会も開かれているというようなことを特集記事などに触れていただくということをお願いできたらいいのではないか。

それから、保護者に、裁判所に来いと言われても、親としては億劫なものなので、家族の会が行っていることを知らせる手段としてはビデオテープを送って見ってもらって勧誘するというのも効果があると思う。それから、開催時間が午後1

時半から午後4時では、保護者の方は働いているはずで行きづらはずなので、ボランティアも利用して、平日の夕方、あるいは土日で、開催の場所も少し工夫するといいいのではないか。

△ 裁判所の待合室などにポスターを貼って参加を呼びかけることを行っている。

NPOやほかの場所での実施については、少年事件は秘密の部分もあるので、それがどの程度確保できるのかということがかなり大きな問題になるが、検討してみなければいけないと感じている。

○ 少年非行の保護者たちは、基本的にはごく普通の家庭で、少年が非行を起こしたことで、どうしたらよいかわからない状態のことが多い。その子のためにほかの家族の生活まで壊されるので、その子を切り離すしかない、あるいは自分の子供が犯した罪にうち震えているという状態だと思う。その人たちのほとんどはだれかに言いたい、だれかと話し合いたいけれど、罪のためにしゃべれない、だれともしゃべれずに何もできないという状態の方たちがほとんどだと思う。裁判所は、民間的なNPOのグループと連携し、それを束ねるような働きをする方がいいのではないか。裁判所という意識を捨てないと参加者は増えないと思う。

○ 成年後見制度のように、家族の会のビデオを裁判所の待合室などにいつも流しておけば時間的に制約のある親も利用できるのではないかと思う。

親が家族の会に来てもらえる少年というのは非常に幸せだと思う。親が出てこないで、代わりの付添人が付くことがあるが、そういう親が目覚めてくれることを望んでいる。裁判所で呼び出しても出てこないかもしれないが、行政等と協力して、何か方法はないでしょうか。

それから、少年法の改正によって、少年犯罪による被害を受けた方へのいろいろな対処方法が1つの柱になったという説明があったが、被害弁償については親に対して具体的にどのような形で指導しているのか。

△ 通常、被害に遭われた方に弁償した方がいいと裁判所が考えたときには、直接被害者の連絡先などは一切教えておらず、少年の保護者に対して、担当の警察へ

行って、被害者の意向を確認してもらっている。その意向に沿った形で動いてくださいという形で指導をしている。なお、全然反省もしていないような少年に対して、被害者がどんな気持ちであるのかを考えさせるために、場合によっては、被害者に対して手紙を出して、被害者の気持ちを聞いてみるようなことも、今後していかなければいけないかなと思っている。被害者に対する配慮の充実も、今後裁判所としては考えていかなければいけないと考えている。

- 実際こういうことを裁判所の方が手作りで行っていることに非常に驚いた。

人を集めるとなれば、どういうことが必要なのか、どういう形でやればいいのかということをもう少し分析した上で、やり方を考えないと、実際に人は集まらない。たくさんのデータの中で、保護者の方が実際にどういうことに悩んでいるか、どういう意見か、どういう情報をほしがっているのかということがまず分からないと、次のステップに踏み込めないと思う。多くの事件の中で分析というのは非常に難しいことだが、自助努力も大切なポイントだと感じた。

それから、どうしても人は何をやっているのか分からないところにはなかなか足を踏み込めないので、せめて何かテーマ性などを持たせて広報活動を行わないと、参加の勇気をなかなか引き出せないと思う。

- 何年くらいか前に非行少年のキャンプ活動のドラマがあった。それで、そういう活動を行っていることを知った。

いかに広めていくか、参加を増やすかというテーマでいうと、事件の性質から考えると、少年の問題は制約が多くて非常に難しいと思う。

さきほど指摘もあったが、取材のときには、被害者が優先され、加害者の親という視点はあまりないと思う。そのようなネットワークづくりみたいなことは立場から裁判所には限界があるのかと思う。NPO主導で係争中の少年の個人情報も漏れても問題なので、弁護士会などが主導することも考えられるのではないかな。

- 少年事件の付添人を行っている若い弁護士の中には、このようなことに非常に関心を持っている人がいるので、そういう人たちの知恵を借りるとか、そのよう

な弁護士たちがどういうふうに少年の家族の方に接しているかとか、少年の家族が何を要望しているのかをアンケートなどで求めるというのも方法かもしれない。

- 少年法の改正は、発想の転換と感ずるほどの改正だろうと思うが、これをいかに生かしていくかという段階だと思う。

全国的なネットワークで裁判所同士の話し合いがあってもいいのではないかと感ずている。御苦勞は多いと思うが、期待させていただきたい。

(6) 次回の意見交換テーマ

- △ 次回のテーマとしては、家庭裁判所の広報のあり方、特に若い世代を対象とした広報のあり方ということで提案をさせていただく。

家庭裁判所は、少年の問題や家庭の問題など非常に国民に身近な問題を取り扱う裁判所ではあるが、多くの手続が非公開であるために、家庭裁判所がどういう仕事をしているかということについて、必ずしも一般の国民の方には浸透していないと思われる。そこで、今回は、家庭裁判所をもっとよく知ってもらうために、裁判所としてどのような広報ができるのかということ意見を交換していただきたい。ただし、広報活動というと非常に広範囲にわたるので、まずは若い世代を対象とした広報を考えた。若い世代というのは具体的には、小中学生から高校生ぐらいの年代を想定している。そういう若い世代の方が、次の世の中の社会人になっていく年代層だと思うので、その人たちを対象に、裁判所は何ができるのかというところの御意見をいただければと思う。

- 事務局から、家庭裁判所の広報のあり方について、特に若い世代を対象としてということテーマにしたいという提案があったが、これについて何か御意見はあるか。

- 了承

(7) 次回の予定等

ア 平成18年度第1回委員会開催日時

平成18年5月17日（水）午後3時

イ 上記委員会のテーマに関する準備検討会日時

平成18年3月8日（水）午後2時